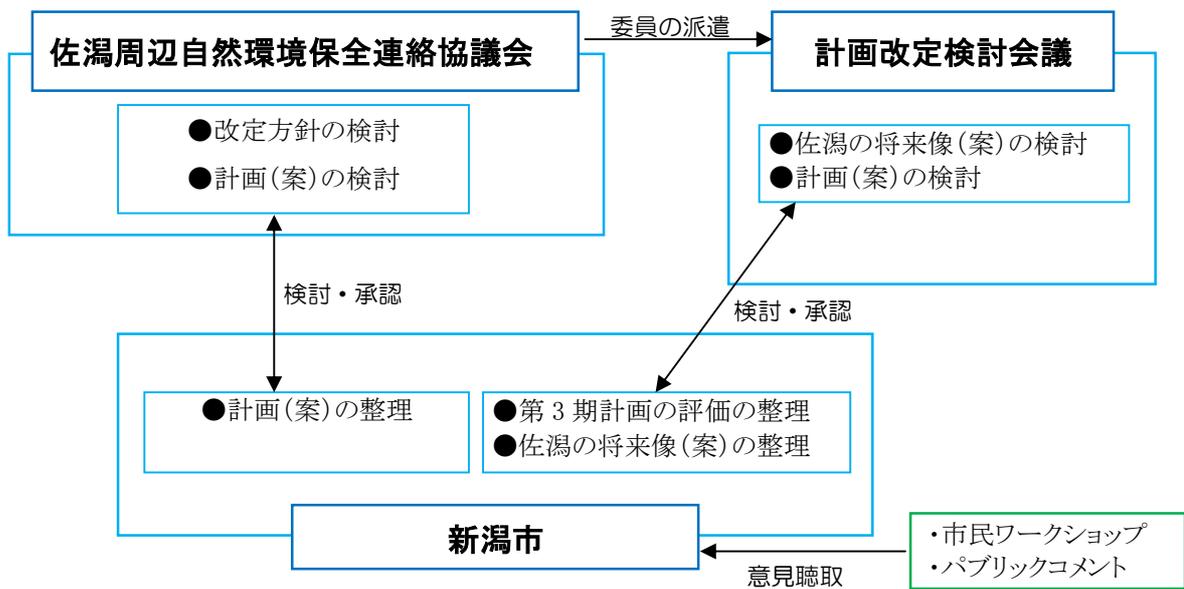


資料 1 計画改定経過

1 計画の改定体制

「新潟市佐潟周辺自然環境保全計画」の改定にあたっては、まず「計画の改定方針」について、佐潟周辺自然環境保全連絡協議会において検討しました。

その「計画の改定方針」をもとに、計画改定検討会議で内容を検討し取りまとめ、その内容を佐潟周辺自然環境保全連絡協議会で検討しました。本計画の改定体制は下のとおりです。



2 計画の改定経過

年月日	会議名	主な内容	
平成 30 年	3月22日	第26回佐潟周辺自然環境 保全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全計画改定概要について ・スケジュールについて
	5月27日	第1回佐潟の将来をみんな で考えるワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・「潟の記憶」映像紹介 ・事例紹介2件 ・班ごとに分かれたグループ討議 ・各班からの発表
	7月22日	第2回佐潟の将来をみんな で考えるワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・事例紹介1件 ・班ごとに分かれたグループ討議 ・各班からの発表
	7月31日	第27回佐潟周辺自然環境 保全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全改定骨子について ・計画改定検討会議について ・スケジュールについて
	10月3日	佐潟周辺自然環境保全計画 改定に関する担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全計画改定の役割分担について ・スケジュールについて
	10月18日	第1回佐潟周辺自然環境 保全計画改定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画改定検討会議設置要綱について ・佐潟の将来像作画方針について ・佐潟周辺自然環境保全計画(素案)について ・スケジュールについて
	12月14日	環境建設常任委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全計画の改定に係るパブリックコメントの実施について
平成 31 年	2月12日	第2回佐潟周辺自然環境 保全計画改定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・佐潟の将来像のイラスト概要案について
	3月26日	第28回佐潟周辺自然環境保 全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・佐潟周辺自然環境保全計画(案)の承認について

3 改定組織、市民意見の聴取など

(1) 佐潟周辺自然環境保全連絡協議会

佐潟及びその周辺環境の保全と賢明な利用を推進するため、2006年(平成18年)8月に組織された協議会で、委員は地元団体、市民団体、有識者、関係行政機関の19名(2018年(平成30年)4月1日時点)で構成されています。

【協議経過】

年月日		会議名	主な内容
平成 30 年	3月22日	第26回佐潟周辺自然環境保全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全計画改定概要について ・スケジュールについて
	7月31日	第27回佐潟周辺自然環境保全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・佐潟周辺自然環境保全改定骨子について ・スケジュールについて
平成 31 年	3月26日	第28回佐潟周辺自然環境保全連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・佐潟周辺自然環境保全計画(案)の承認について

【平成 29 年度 佐潟周辺自然環境保全連絡協議会 委員名簿（敬称略）】

区分	氏名	所属団体等
地元 団体	飯田 武志	潟主
	石黒 伸夫	コミュニティ佐潟
		赤塚地区自治連絡協議会
		赤塚漁業協同組合
	石川 潤	赤塚中学校
	金子 良徳	新潟みらい農業協同組合赤塚支店
	涌井 晴之	佐潟と歩む赤塚の会
太田 和宏	赤塚郷土研究会	
市民 団体	渡辺 重雄	佐潟環境ネットワーク
	川嶋 宣彦	佐潟ボランティア解説員の会
		にいがた野鳥の会
加藤 功	新潟水辺の会	
有識者	石澤 進	新潟植物資料室
	千葉 晃	日本歯科大学名誉教授 (佐潟鳥類標識グループ)
	◎中田 誠	新潟大学農学部
	原 敏明	事業創造大学院大学名誉教授
	小宮山 智志	新潟国際情報大学
	志賀 隆	新潟大学教育学部
	久原 泰雅	公益財団法人 新潟県都市緑花センター
	加藤 直人	越佐昆虫同好会
機 関 関 係	木内 尚也	環境省関東地方環境事務所
	天野 麻理子	新潟県県民生活・環境部環境企画課

表中の◎は座長

【平成 30 年度 佐潟周辺自然環境保全連絡協議会 委員名簿（敬称略）】

区分	氏名	所属団体等
地元 団体	飯田 武志	潟主
	石黒 伸夫	コミュニティ佐潟
		赤塚地区自治連絡協議会
		赤塚漁業協同組合
	大矢 隆	赤塚中学校
	金子 良徳	新潟みらい農業協同組合赤塚支店
	涌井 晴之	佐潟と歩む赤塚の会
	太田 和宏	赤塚郷土研究会
山口 洋一	赤塚小学校	
市民 団体	橘 由紀夫	佐潟環境ネットワーク
	川嶋 宣彦	佐潟ボランティア解説員の会
		にいがた野鳥の会
加藤 功	新潟水辺の会	
有識者	千葉 晃	日本歯科大学名誉教授 (佐潟鳥類標識グループ)
	◎中田 誠	新潟大学農学部
	原 敏明	事業創造大学院大学名誉教授
	小宮山 智志	新潟国際情報大学
	志賀 隆	新潟大学教育学部
	久原 泰雅	公益財団法人 新潟県都市緑花センター
	浅野 涼太	株式会社アール・ケー・イー 環境事業部 緑化管理グループ
機 関 関 係	佐藤 直人	環境省関東地方環境事務所新潟事務所
	天野 麻理子	新潟県県民生活・環境部環境企画課

表中の◎は座長

(2) 佐潟周辺自然環境保全計画改定検討会議

佐潟周辺自然環境保全計画を改定するにあたり、佐潟周辺の自然環境保全や賢明な利用について専門的な見地から検討する専門会議で、委員は佐潟周辺自然環境保全連絡協議会の委員から、学識者、地元団体の10名で構成されています。

【検討経過】

年月日	会議名	主な内容
平成30年 10月18日	第1回佐潟周辺自然環境 保全計画改定検討会議	<ul style="list-style-type: none">・計画改定検討会議設置要綱について・佐潟の将来像作画方針について・佐潟周辺自然環境保全計画(素案)について・スケジュールについて
平成31年 2月12日	第2回佐潟周辺自然環境 保全計画改定検討会議	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・佐潟の将来像のイラスト概要案について

【佐潟周辺自然環境保全計画改定検討会議 委員名簿（敬称略）】

氏名	所属団体等	備考
◎中田 誠	新潟大学農学部教授	佐潟周辺自然環境保全 連絡協議会 座長
千葉 晃	日本歯科大学名誉教授	
原 敏明	事業創造大学院大学名誉教授	
小宮山 智志	新潟国際情報大学准教授	
志賀 隆	新潟大学教育学部准教授	
久原 泰雅	公益財団法人 新潟県都市緑花センター	
浅野 涼太	株式会社アール・ケー・イー 環境事業部 緑化管理グループ	
石黒 伸夫	赤塚漁業協同組合長	
金子 良徳	新潟みらい農業協同組合赤塚支店長	
涌井 晴之	佐潟と歩む赤塚の会会長	

平成30年10月18日現在
表中の◎は有識者検討会議座長

(3) 佐潟の将来をみんなで考えるワークショップ

本計画の第2章にある2050年の「佐潟の将来像」の作成にあたり、市民意見を聴取するために、2018年(平成30年)5月、7月の2回にわたりワークショップを開催しました。

ア 第1回目【開催概要】

項目	内容
開催日時	平成30年5月27日 午後1時30分～午後4時
開催場所	新潟市西区 赤塚公民館 2階ホール
参加人数	34名
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「潟の記憶」映像紹介 ・事例紹介2件 ・班ごとに分かれグループ討議(4班) 参加者が考える2050年(約30年後)の理想の佐潟(将来像)に関する意見だし。 <ul style="list-style-type: none"> ①イメージ ②イメージを実現させる具体策 ・各班からの発表

イ 第2回目【開催概要】

項目	内容
開催日時	平成30年7月22日 午後1時30分～午後4時
開催場所	新潟市西区 赤塚公民館 2階ホール
参加人数	26名
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事例紹介1件 ・班ごとに分かれグループ討議(4班) 第1回目で意見の出た2050年の理想の佐潟を検討し、まとめる。 <ul style="list-style-type: none"> ①佐潟の将来像(イメージ)の共有 ②佐潟の将来像(イメージ)を実現するための具体策を共有 ・各班からの発表

(4) パブリックコメント

本計画（案）について、市民意見を聴取するため、パブリックコメントを実施しました。

【パブリックコメント概要】

項目	内容
実施期日	平成30年12月19日(水曜)～平成31年1月18日(金曜)
案件名	佐潟周辺自然環境保全計画（案）について
広報手段	市報にいがた、市ホームページ
意見提出者数	5名
意見数	35件

資料2 用語解説

() 内は初出ページ数を表す。

あ行

沿岸洲 (P. 12) : 海岸からやや離れた沖に海岸線に平行して形成される細長い微高地のこと。バリアーとも呼ばれる。

SDGs (P. 16) : 「持続可能な開発目標」の項目参照。

か行

骸泥 (P. 52) : おもに浮遊性生物の遺骸が集積した湖底堆積物。

外来種 (P. 5) : 人為に限らず何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指すが、一般的には人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。特に、海外から日本国内に持ち込まれた種に対して「外来種」と使われることが多い。

外来生物法により、一部の指定種については、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止され、国等による防除措置などが定められている（特定外来生物の項を参照）。

潟のデジタル博物館 (P. 67) : 新潟市内に点在する湖沼「潟」に関わる資料や情報をまとめ、インターネット上で公開しているデジタル博物館のこと。新潟市内を中心とした越後平野の「潟」の自然・歴史・民俗等の資料を広く公開し、潟への理解、関心を深めてもらうことを目的として、2015年(平成27年)に開設された。

環境保全型農業 (P. 21) : 可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

間伐 (P. 51) : 植林した樹木の保育を目的に実施される間引き伐採のこと。若齢段階の森林は、高木性の樹木が林冠を形成し、林冠が強く閉鎖され、林内の照度は低くなり、林床植生が消失するなど生物多様性が低下するほか、水土保持の機能も低くなる。このため、間伐により、林冠の閉鎖度を適度に調整し、生産目標に沿う立木密度を保つこととしている。

希少種 (P. 5) : 一般的には、数が少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種を指す。環境省のレッドデータブックのカテゴリーの旧区分では、「希少種」を「存続基盤が脆弱な種または亜種」と定義していたが、カテゴリーの見直しにより「準絶滅危惧」と変更された。本計画内では、「絶滅危惧種」を含めたレッドデータブックに掲載される種を「希少種」としている。

緊急対策外来種 (P. 10) : 生態系被害防止外来種リストに掲載されている種類のうち、国内の定着が確認されており、生態系への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な種類で、対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要のある外来種。

群落 (P. 3) : 同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群。

コウド再生ゾーン (P. 48) : 佐潟公園整備計画中で示された、湧水の確保、水生植物や魚類などの生息環境の復元のためのゾーン。

さ行

持続可能な開発目標 (SDGs) (P. 16) : 国連で採択された、世界が 2016 年から 2030 年までに達成すべき 17 分野に関する国際目標のこと。地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むための目標で、世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体だけでなく、民間企業や個人などにも共通した目標。英語では Sustainable Development Goals と表記される。本計画では 6 分野が該当しているが、該当項目の詳細は以下の通り。

目標 4 「質の高い教育をみんなに」：目標には生涯学習の機会促進も掲げており、ターゲットの一つに「持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得」があげられている。

目標 6 「安全な水とトイレを世界中に」：人間が安全・快適に暮らすための水に関する取り組みとして掲げられたものであり、ターゲットの一つに「湿地生態系の保護・回復」があげられている。

目標 8 「働きがいも経済成長も」：ターゲットの一つに「地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業の促進」があげられている。

目標 11 「住み続けられるまちづくりを」：ターゲットの一つに「都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりの支援」があげられている。

目標 15 「陸の豊かさを守ろう」：目標には陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、生物多様性の保全などがあげられている。

目標 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」：目標には持続可能な開発に向けて実施手段を強化とあり、ターゲットの一つに「効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励・推進」があげられている。

重点対策外来種 (P. 5) : 生態系被害防止外来種リストに掲載されている種類のうち、国内の定着が確認されており、生態系への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な種類で、甚大な被害が予想されるために対策の必要性が高い外来種。

除伐 (P. 51) : 植林した樹木の保育を目的に実施される伐採のことで、間伐よりも早い段階の伐採のこと。植林後に生育して樹幹が密となった際に、間引きを目的に実施する。

人為圧 (P. 20) : 自然の営みに人が何らかの行為を加えることにより、自然の変化（移行や遷移）を止めたり、変化の方向を変えたりすること。

水質調査の測定項目 (P. 53) : 佐潟で実施している調査項目は下表のとおり。

項目	説明
pH (ピーエイチ)	酸性、アルカリ性の度合いを示す指数。pH=7 の状態が中性と呼ばれ、pH が小さいほど酸性が強く、pH が大きいほどアルカリ性が強い。水素イオン指数。
溶存酸素量	水中に溶解している酸素量のこと。水中の酸素は、主に生物の呼吸に使用され、有機物が多い（富栄養な）ほど消費が多くなり、溶存酸素量が小さいほど水質が悪いことを示す。
生物化学的酸素要求量	有機性汚濁物（汚れ）が水中の微生物によって酸化、分解されるときに消費される酸素量のこと、この数値が大きくなるほど汚れがひどいことを示す。BOD。
化学的酸素要求量	有機性汚濁物を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素の量を表わしたもので、この数値が大きくなるほど汚れがひどいことを示す。COD。
溶解性化学的酸素要求量	水質成分を孔径 0.45～1 μm のフィルターにより分離し、通過した成分を酸化剤で化学的に分解したときに消費される酸素の量を表わしたもの。D・COD、溶解性 COD。
懸濁物質	水中を浮遊する直径 2mm 以下の粒子状物質のこと。泥などの微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物などを指す。懸濁物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。SS、浮遊物質。
クロロフィル a	植物の葉緑体やシアノバクテリアに含まれる光合成に関与する緑色色素。水中において、クロロフィル a の濃度は、植物プランクトンの量を示す。葉緑素。

全窒素	溶存窒素ガス（N ₂ ）を除く窒素化合物のこと。窒素は動植物に欠かせない元素だが、富栄養化になるとプランクトンの異常増殖の要因となり得る。湖沼の環境基準では、富栄養と貧栄養の限界値は0.15～0.20mg/L程度とされている。
全リン	全リンはリン化合物全体のこと。リン化合物は窒素化合物と同様に、動植物の成長に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化を招く。湖沼に定められている環境基準値での富栄養化の目安は、0.02mg/L程度とされている。

水生植物 (P. 14) : 湖沼やため池、河川などの淡水域に生育する植物の総称。水中で発芽し、1年のうち少なくともある期間を水中か一部を水面上に出した状態で過ごす。生育している状態により、抽水植物、浮葉植物、沈水植物、浮遊植物に分類される。

抽水植物：水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ている植物。ヨシ、ガマ、ショウブ、マコモ、コウホネなど。

浮葉植物：水面に葉を浮かべ、水底に根を張った植物で、水面に浮かぶ浮葉と水中に沈む沈水葉（水中葉）の両方を持つものも含む。オニバス、ヒシ、ヒルムシロなど。

沈水植物：植物全体が水中にあり、水底に根を張っている植物。バイカモ、ホザキノフサモ、クロモなど。

浮遊植物：根が水底に固着せずに水中や水面を浮遊している植物。ウキクサ、マツモなど。

水文(すいもん) (P. 21) : 地球上の水の流れとその存在状態を、特にその循環に着目して解析、かつ総合する学問が水文学であり、特に地表面付近の人間活動にとって重要な、河川水、地下水、湖沼水などとその付近の地表および流域を、陸域の水の動きを中心に扱う。水循環、受水域への流入／流出、またその収支と、その循環に付随して引き起こる様々な現象を対象としている。

生態系被害防止外来種リスト (P. 5) : 2010年(平成22年)の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的として、環境省及び農林水産省が定めた外来種に関するリストのこと。正式名称は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」。リストには、動物229種、植物200種の計429種類が掲載されている。リストの作成とあわせて、「外来種被害防止行動計画」を策定し、外来種対策の推進を図っている。

生物多様性 (P. 13) : もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの階層があり、それぞれ保全が必要とされている。

生分解性マルチ (P. 61) : 生分解性のマルチシートのこと。土の中に埋めると微生物によって水と二酸化炭素に分解されるため、使用後に土中に鋤きこむことができる。

測定項目 (P. 53) : 「水質調査の測定項目」の項目参照。

た行

脱窒 (P. 56) : 脱窒素細菌の作用により、水中の亜硝酸性窒素、硝酸性窒素を主として窒素ガスに還元して放出すること。脱窒素細菌は、窒素の一部を利用して菌体蛋白を合成すると共にその酸素によって他の有機物を酸化し、エネルギーを獲得している。農業環境中を硝酸性窒素、亜硝酸性窒素のような環境負荷物質が循環している間に除去され、農業環境が浄化される現象を自然循環機能と呼んでいる。その代表的なものは、土壌微生物による脱窒素反応である。

鳥獣保護区 (P. 1) : 鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟並びに管理の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。

特定外来生物 (P. 5) : 外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。また、国は必要に応じて被害防止のために特定外来生物の防除を行う。

な行

新潟県水鳥湖沼ネットワーク (P. 66) : 新潟市の福島潟、鳥屋野潟、佐潟及び阿賀野市の瓢湖の4湖沼で2000年(平成12年)から活動している任意団体で、毎週金曜日の同じ時間帯にハクチョウ、ガン類の飛来数を数え、越後平野に生息するハクチョウ、ガン類の個体数の推移を調査している。2013年(平成25年)からは阿賀野川下流も調査を行い、現在は5地点の飛来数を確認している。

は行

花水 (P. 58) : 稲の開花時に、田へ注ぎ入れる水。

PDCA サイクル (P. 84) : Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し、品質向上のためのシステムの考え方。管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

浜堤 (P. 1) : 砂丘海岸において波の到達限界付近に打ち上げられた砂や礫が堆積して形成された直線状の高まりのこと。

浜堤列帯 (P. 1) : 複数の浜堤が並列状に集まってできた地形。堤列平野、浜堤列平野ともいう。

富栄養化 (P. 14) : 元来は湖沼等閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象をいう。富栄養化になると藻類等が異常増殖繁茂し、水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅する。また、水質は累進的に悪化し、透明度が低く水は悪臭を放つようになる。緑色、褐色、赤褐色等に変色する。

ま行

埋土種子 (P. 39) : 土壌中に含まれる植物の種子。種子は発芽の環境条件が整うまで、土壌中に存在する。佐潟の土中にも、ハスやオニバス、ミズアオイなどの種子が存在すると考えられており、特にオニバスやミズアオイなどは各年の環境条件によって、発芽状況が大きく変動する。

モニタリング (P. 3) : 監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言われる。気候変動などによる生物構成種の推移、人間活動による生物への影響などを長期間にわたり調査することや、環境変化を受けやすい代表的な生物など特定の生物種(指標種)を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリングの一つである。

ら行

レッドデータブック (P. 1) : 絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。1966年(昭和41年)にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まる。日本でも、環境省が1991年(平成3年)に「日本の絶滅のおそれの

ある野生生物」を作成し、2000年(平成12年)からは順次改定版が発行されている。本市においても2010年(平成22年)に「大切にしたい野生生物～新潟市レッドデータブック～」を発刊している。

新潟市レッドデータブックカテゴリー

区分		基本概念
絶滅 (EX)		市域内ではすでに絶滅したと考えられる種類
野生絶滅 (EW)		飼育・栽培化でのみ存続している種
絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類 (EN)	絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種(現在の状態がもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの)
準絶滅危惧 (NT)		存在基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
地域個体群 (LP)		保護に留意すべき地域個体群

レッドリスト(P.1)：環境省で作成・公開される、絶滅のおそれのある野生生物の名称、カテゴリーなど最低限の情報のみをリストしたもの。絶滅のおそれのある野生生物の状況は短期間で悪化することがあるため、レッドデータブックの改定に際しては、分類群毎にまず絶滅のおそれのある種のリストを作成し、次に、このリストに基づいてレッドデータブックを編集するという2段階の作業を実施している。

引用文献：越後平野における新たな地域学 みんなの潟学（新潟市潟環境研究所編：2018）

参考資料：EIC ネット（環境省 HP <http://www.eic.or.jp/>）

大切にしたい野生生物～新潟市レッドデータブック～（新潟市：2010）

潟環境研究所ニュースレター第1号～9号（新潟市潟環境研究所事務局）

赤塚ガイドブック（赤塚・佐潟地区研究会：2018）